

令和2年第1回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時
令和2年2月26日(水)
開会 午前10時
閉会 午前10時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 滝 恵 美
委員 若 杉 恵
委員 金 田 礼 市
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
行政経営課長 鈴木 清 貴
行政経営課法務文書係長 寺 尾 綾
行政経営課法務文書係主事 中 村 拓 哉
- 7 会議に付した事件
第1号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について
- 8 議事要旨

事務局(課長)	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらは尾張旭市情報公開条例における非公開情報に該当する可能性がありますので、会議中、氏名、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案させていただきます。また、会議録につきましても同様の取扱いをしたいと思いますのですがよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは議事の進行につきましては、委員長にお願いいたします。</p>
---------	---

委員長	<p>委員 3 名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第 11 条第 1 項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より令和 2 年第 1 回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』の 1 議案です。</p> <p>それでは第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局（係長）	<p>この案は、地方公務員法第 53 条第 9 項の後段で準用する同条第 5 項の規定により、尾張旭市教員組合の登録申請書の記載事項の変更を行おうとするものです。</p> <p>変更内容の 1 点目は、組合事務所の所在地の変更です。当該組合の事務所の所在地が、尾張旭市向町二丁目 4 番地 2 の旭中学校内から、尾張旭市渋川町三丁目 2 番地 9 の西中学校内に変更になったものです。なお、組合の事務所は、尾張旭市組合規約の第 1 条において、組合長の勤務校におくと定められております。</p> <p>変更内容の 2 点目は、規約の変更です。組合長を執行委員長に、副組合長を副執行委員長に改める改正です。</p> <p>変更内容の 3 点目は、理事その他の役員に関する事項です。当該組合規約第 18 条の規定により、役員を選出が行われ、執行委員長、執行副委員長、書記長、会計の 4 名の役員が選出され、届出があったものです。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等はありませんか。</p> <p>（質問なし）</p> <p>それでは、尾張旭市教員組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、御異議</p>

	<p>はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、変更登録することといたします。事務局で、通知及び登録簿への登録をお願いします。</p> <p>では、次に第2の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p> <p>事務局からは何かありますか。</p>
事務局（係長）	<p>地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、これまで非常勤嘱託員及び臨時職員として雇用されていた職員が令和2年4月1日から会計年度任用職員に一本化されます。</p> <p>会計年度任用職員は正規職員と同様に、勤務条件の措置要求、不利益処分の審査請求及び苦情相談の対象となりますので御承知おきください。</p>
委員長	<p>それでは、これをもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。</p>